

特命随意契約理由書

件 名	トイレットペーパーの購入（令和4年度）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本庁舎で使用するトイレットペーパーを購入する。
選 定 理 由	P F I 事業終了に伴い、令和3年度からのトイレットペーパーの購入は、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名とすることになっている。 ついで、令和4年度も国の入札手続きを経て受託業者となった下記事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社東京紙店 住 所 東京都江東区新大橋2-13-5
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※ 単価 986,799 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	リモートワークシステム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス感染症等の災害の発生時において、業務の継続性を確保するためにリモートワークを導入することは非常に有用である。このことから、ネットワーク環境の整備を含めたリモートワークシステムの運用保守を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和2年度はリモートワークシステムを構築し、その後の運用保守業務も行っている。 本システムの運用保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 所在地：港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	9,487,500円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

398

件 名	教職員定期健康診断等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校保健安全法及び学校保健安全施行規則に基づき、教職員の健康保持・増進のために、健康診断を健診機関に委託する。
選 定 理 由	健康診断等の検査は過去の検査結果の変化を踏まえ、各種疾病の予防や効果的な保健指導を通じ教職員の健康維持・増進を図る必要がある。 下記事業者は令和3年に入札決定したが、前回入札時より引き続き委託しており、よりの確な指導を行うために必要な複数年の健診結果個人票を所有している。 また、区役所で実施する出張健診は教職員の健診や授業を含む業務の負担を軽減し、受診率向上に資する。 これらの条件に鑑み、一部条件を満たすものが数者存在するが、全条件を満たすものは1者に特定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ 住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング1階・2階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,592,589 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

615

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎ごみ処理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎のごみ処理業務を行う。
選 定 理 由	PFI 事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 広陽サービス株式会社 住 所 東京都江東区辰巳3-7-8
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,411,961 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務を行う。
選 定 理 由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 阿南 一成 住 所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,994,673 円（消費税を含む） ※ 総単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎建築設備管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の建築設備管理業務を行う。
選 定 理 由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	126,720,238 円（消費税を含む） ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

614

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎における清掃等業務を行う。
選 定 理 由	PFI 事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 新さくら会協同組合 住 所 東京都文京区春日 2-10-15 志知ビル 2F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	39,737,005 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	本業務は、神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高年齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以下の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 1,754,591 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	和泉橋出張所・区民館日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉橋出張所・区民館の日常的な清掃業務
選 定 理 由	本件は、和泉橋出張所・区民館の衛生環境を保つために日常的な清掃業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設置されている。 以上の理由により、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,535,105 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	麴町集会室日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	本業務は、麴町集会室の日常清掃を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づく高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1 - 6 - 1 0
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	127,056 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

193

件 名	九段上集会室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室を快適で衛生状況を清潔に保つために、土・日曜日の清掃業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、九段上集会室の土・日曜日の清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	242,352 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害者アート支援事業（ポコラート）に係る運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所	
概 要	障害のある人となない人が、日常的に文化芸術の創作活動を楽しめる講座の実施や、成果を発表できる作品展示会、説明付の鑑賞ツアー等を実施することを目的とする。
選 定 理 由	障害者アート支援事業は、「千代田区文化芸術プラン」の主な取り組みのひとつであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供する事業である。区の文化芸術活動の拠点である「アーツ千代田 3331」は、区民等の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する施設として位置づけられている。 この「アーツ千代田 3331」を運営する合同会社コマンドAは、本施設の文化芸術事業の実施及び施設の第二期運営団体として選定されており、令和4年度の障害者アート支援事業（ポコラート）を千代田区と共催する覚書に基づいて実施する事業である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 合同会社コマンドA 住 所 千代田区外神田6-11-14
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,000,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

196

件 名	生活保護システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 27 年度（平成 28 年度開始） （平成 27 年 9 月 8 日付 27 千保生支発 0325 号） 2 更新 令和元年 10 月 24 日 31 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 3 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 4 継続年数 6 年 5 評価 良好なため 継続 7 年目であり、評価も良好なため、令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社日立システムズ 住 所：東京都中央区兜町 1-4
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,752,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

211

特命随意契約理由書

件 名	千代田区会館施設予約システムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会館施設予約システムを安全かつ良好な状態に保つための保守業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年7月12日付29千神公出発第39号 平成30年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 4年 4 評価 良好なため 継続5年目であり、本サービスは、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ジーウェイブ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟10階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,531,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区内遺跡出土遺物の保存修復業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内遺跡出土の遺物について、展示及び貸出等の利用を目的として、保存修復を実施する。対象遺物は全12件、286点で、17世紀前半に製作された貿易陶磁や希少な金属製品を含む。
選 定 理 由	修復対象の陶磁器・金属製品は発掘以来劣化が進んでいる。このため、保存修復を行うにあたり、下記の条件を満たす必要がある。 ①陶磁器 表面の汚れ除去と酸化防止・欠落部分の補填、原色原形を損なわない補彩を行うため、遺物に合わせた洗浄方法、薬品の使用方法等について、国指定文化財補修レベルの技術と経験を有すること。 ②金属製品 土中での溶解が進んだ状態にある遺物のクリーニングと酸化防止処理を行うため、遺物の状態に合わせた修復を行う技術と経験を有すること。 ③作業所 遺物は劣化が進行しているため、輸送による損傷を最小限にする必要があることから、都内で修復作業が可能であること。 これらすべての条件を満たすのは、国立東京博物館所蔵資料をはじめとする国指定文化財の保存修復を行い、特殊な技術と経験を有する下記事業者に限られるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国立大学法人東京藝術大学 住 所 台東区上野公園 12-8
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,999,998 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第2項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムを安全かつ適切に運用保守できるよう、システム機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 29 年度（特命随意契約） 区立図書館システムは全庁 LAN ネットワークを利用して、運用している。そのため、賃借するデータセンターにおいて、全庁 LAN システム開発事業者以外の者にサーバーの管理及び賃借を履行させることは、セキュリティ上著しく支障がある。 このことから、全庁 LAN の構築、保守運用事業者であるとともに、データセンター管理事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4, 6 2 0, 0 0 0 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

385

件 名	全庁 LAN システム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 28 年度に行った全庁 LAN リプレースの作業の中で、耐用年数を むかえた機器の更新とともに、情報セキュリティの強化を図るべく、新 たな機器を導入した専用サーバーを構築した。そのサーバーを 24 時間 365 日、監視・保守・運用し、全庁 LAN システムを安全かつ適切に運 用保守できる外部専用サーバーをハウジングするため、データセンター を賃借する。
選 定 理 由	1 賃借開始 平成 29 年度 賃借するデータセンターのハウジング事業者は、全庁 LAN システム・ サーバーを設計・開発した事業者と密接不可分の関係にあり、同一シス テム開発者以外の者に、サーバーの変更・増設等のハウジングを履行さ せると、当該システムの運用及びセキュリティ上、著しく支障がある。 このため、全庁 LAN システムの保守運用事業者であるとともに、デー タセンター管理業者でもある下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区港南 1-9-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	32,059,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

209

特命随意契約理由書

件 名	地方税電子申告審査システム・国税連携システムの運用・保守業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地方税電子申告受付及び年金からの特別徴収事務に必須の審査システムと、所得税の電子データを受領するために必須の国税連携システムには、税の申告等データが毎日送信され、取り扱う個人情報にきわめて高い機密性が要求される。そのため、委託先事業者は、地方共同法人地方税共同機構の認定する「認定委託先事業者」に限られている。この認定委託先事業者に運用を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 令和元年度 2. 継続年数 4年目 下記業者は「認定委託先事業者」であり、令和元年12月から運用業務を行っている。本システムはLGWAN回線を使用する総合行政ネットワークシステムの運用であることから、初期設定及びセキュリティ対策を講じている当該業者が実施している。情報処理システム等の運用で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 日立システムズ 住 所 東京都中央区兜町1番4号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	910,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

133

件 名	定期報告に係る電子データ化等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	定期報告書受付印押印、電子化及びデータ入力
選 定 理 由	国や地方公共団体等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めなければならない。 区では、障害者優先調達推進法第 9 条の規定に基づき、「平成 30 年度千代田区における障害就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するように努めている。また、その調達に際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとしている。 下記事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設を有し、東京都知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者である。 以上の理由により、下記事業者を特命随意契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 日本キリスト教奉仕団 住 所 東京都板橋区高島平 9-42-7
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,442,560 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	転出・転入手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	マイナポータル等からされた転出届の情報を住民基本台帳システムに取り込む機能の追加や、住民基本台帳システムとコミュニケーションサーバ間の転出証明書情報の連携に係る機能の改修等、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化の実現を図るために必要なシステム改修業務を行う。
選 定 理 由	住民基本台帳システムは、下記業者が開発したものであり、既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,587,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年1月31日 まで
担 当 課	政策経営部 IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	被災者生活再建支援システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するため機器の保守契約を締結する。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度 更新（特命随意契約） 2 被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT 東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都新宿区西新宿 3-19-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,161,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

119

件 名	病後児保育実施業務（看護師等配置施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	病後児保育とは、千代田区病後児保育実施要綱（以下「要綱」という。）の目的にある児童が、病気の回復期にあり集団保育を行うことが困難な期間に、当該児童を一時的に預かる事業である。実施にあたっては、要綱第3条に定める千代田区内の施設で、その業務を行うものである。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成17年度 2. 本業務は、要綱により区内の施設において実施することが規定されており、実施できる区内保育施設を有し、看護師等が配置できるのは、下記事業者のみである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ポピンズ 住 所 東京都渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	総価・ ※ 実価 3,960,000 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

583

件 名	地域コミュニティ活動のデジタル活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス感染拡大により、対面でのコミュニケーションの機会の減少による地域コミュニティの希薄化の懸念、地域の情報流通リソースの拡大やコミュニティ活動の可視化等の課題を克服するため、持続的にコミュニティ活動を行える手段の一つとして、また、活動参加機会創出のための情報受発信リソースの拡大のため、地域コミュニティ活動のデジタル活用環境整備支援を以下のとおり行う。 (1) デジタル活用体験講習会の実施 (2) ヘルプデスク業務（各種活用支援） ①コールセンターの設置 ②訪問支援（デジタル機器活用計画作成支援・活用実施支援） ③個別相談支援による課題解決手法の共有や自走へ向けてのリテラシー向上支援のための講習会等を実施
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月30日付決裁 3千地コ総発第220号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 4 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社NTTドコモ 東京支店 執行役員 東京支店長 岡 誠一 住 所 東京都千代田区富士見2-10-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 4 日
※ 契約金額	20,765,800 円（消費税を含む）
契約期間	※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額 契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN 端末追加に伴う設定作業等業務（追加 50 台）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区で導入している全庁 LAN 端末が、職員の増員等の影響で台数が枯渇しており、庁内の業務に支障をきたす恐れが生じている。 そのため、当該パソコンの増設を行い、全庁 LAN で使用できるよう設定作業等を委託する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。 本業務は、増設したパソコンを全庁 LAN 環境で使用するための設定作業であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、全庁 LAN システム等の運用保守業務を行っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所 在 地 東京都港区西新橋三丁目 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 12 日
※ 契約金額	16,933,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 7 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	アーティスト・イン・レジデンス事業等の実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所	
概 要	本事業は、アーティストに千代田区内の施設に滞在してもらい、アーティストとの共同製作やワークショップなどを通じて、区民等に文化芸術を身近に触れてもらう機会を提供する事業である。
選 定 理 由	アーツ千代田 3331 は、文化芸術を身近に触れてもらう機会を区民に提供するとともに、アーティストが区民や地域との交流を深め、活動・発表の場を提供する役割を担っている。また、様々な文化芸術を国内外に広く情報発信し、芸術活動の担い手を育成する活動も推進しており、開設当初からアーティスト・イン・レジデンス事業を実施してきた。本事業は千代田区文化芸術プランにおける文化芸術の拠点施設であり、アーティストの芸術活動環境の整っているアーツ千代田 3331 での実施は必須である。 下記業者は、本施設での文化芸術事業の実施及び施設の第2期運営団体として選定されており、平成27年1月にちよだアーツスクエアの運営に関する協定書を締結しており、本施設においてアーティスト・イン・レジデンス事業を実施できるのは下記事業者のみである。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 合同会社コマンドA 住 所 千代田区外神田6-11-14
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 22 日
※ 契約金額	2,000,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年12月28日
担 当 課	文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保育所等指導検査にかかる指導検査(会計)支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	千代田区(以下、区という)が実施する保育所等指導検査において、下記について、法令及び会計事務上の慣例等に基づく妥当性、資料における整合性を判断し区を支援する。 (1) 事前徴取資料 実地検査前に保育施設より徴取した会計部門の検査資料 (2) 指摘・指導事項 実地検査において生じた会計部門の指摘・指導事項
選 定 理 由	千代田区が実施する保育所等指導・検査は、子ども・子育て支援法に基づき区職員が務める検査員が保育・運営・会計の三部門について区内の保育所等において実地検査を行うことにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費用の支給の適正化を図ることを目的としている。 上記の保育所等指導・検査の会計分野は、保育所運営という社会福祉事業の会計業務に精通している公認会計士にその業務の一部を委託することが妥当である。 下記の公認会計士は、日本公認会計士協会において非営利法人委員会委員を長く務めており、社会福祉法人、社会福祉事業等の非営利法人、非営利事業の会計業務を専門としている。 また、「日本公認会計士協会東京会」より推薦を受けたものであり、信頼性も高く委託先として適切である。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 小湊 高清 住 所 江東区白河 3-4-3-1906
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 22 日
※ 契約金額	1,058,200 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

特命随意契約理由書

64 /

件 名	九段中等教育学校 I C T教育システム保守管理支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	I C T教育システムにかかるネットワーク及び機器等の保守管理支援
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 18 日付 30 千中等シ発第 680 号 令和元年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 項 3. 継続 3 年 4. 評価 良好なため 当該システムの構築者であり、継続 4 年目である。既設の機器、設備等、本システムの性質上、同一業者のメンテナンスが不可欠であり、設定業者以外の者が履行した場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがある。また、不具合発生時の原因究明、故障修理など部材の交換まで一貫して行うことが出き、早期復旧の期待が出来る。 以上の理由により、業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 内田洋行 住所 東京都江東区東陽二丁目 3 番 2 5 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,486,412 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

221

件 名	AI-OCR サービス利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。 セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	AI-OCR の要である AI エンジンについて、本区のセキュリティポリシーに則った LGWAN 環境でサービスを提供できる事業者は複数存在する。 しかしながら、当該サービスについては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。また、ユーザーインターフェースが変わるため操作についても再度習得しなければならない。 加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。 以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。 下記事業者は令和元年度 AI-OCR 試行導入支援業務の公募制指名競争入札の落札業者であり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地 東京都港区港南一丁目 9 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)

契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

221

件 名	AI-OCR サービス利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。 セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	AI-OCR の要である AI エンジンについて、本区のセキュリティポリシーに則った LGWAN 環境でサービスを提供できる事業者は複数存在する。 しかしながら、当該サービスについては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。また、ユーザーインターフェースが変わるため操作についても再度習得しなければならない。 加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。 以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。 下記事業者は令和元年度 AI-OCR 試行導入支援業務の公募制指名競争入札の落札業者であり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地 東京都港区港南一丁目 9 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)

契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	キャッシュレス決済端末導入等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区施設の窓口において、各種手続の申請や施設の使用にあたり発生する費用について、区民の利便性向上及び感染症拡大防止のための支払い時の接触機会の低減に向けて、キャッシュレス決済が可能となる端末等（以下「キャッシュレス決済端末」という。）を導入する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月7日付3千政IT発第237号決裁） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 大和ハウスフィナンシャル株式会社 住 所 大阪府大阪市中心区備後町1-5-2
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	8,013,560 ※ 総単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ①
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 19 年度から千葉県岩井海岸で実施している臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げる。
選 定 理 由	借上げ施設については、海水の環境状況が良好である 7 月 20 日から 7 月 30 日頃までの間に学校利用による全館貸し切りができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ① 100 名以上の宿泊が可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが実施期間中に確保できること。 ③ 学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設を探したところ、(有)甚五郎商会及び民宿ごんべえのみであった。 このため、本件については、下記事業者を契約の相手方に指名する。 なお、(有)甚五郎商会については、同一期間中に開催する件名「岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ②」にて指定する。
契約の相手方	所在地：千葉県南房総市久枝 769 番地 名 称：民宿ごんべえ
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 2,518,500 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約 期 間	契約締結日の翌日 ～ 令和 4 年 7 月 28 日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ②
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 19 年度から千葉県岩井海岸で実施している臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げる。
選 定 理 由	借上げ施設については、海水の環境状況が良好である 7 月 20 日から 7 月 30 日頃までの間に学校利用による全館貸し切りができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ① 100 名以上の宿泊が可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが実施期間中に確保できること。 ③ 学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設を探したところ、(有)甚五郎商会及び民宿ごんべえのみであった。 このため、本件については、下記事業者を契約の相手方に指名する。 なお、ごんべえについては、同一期間中に開催する件名「岩井臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ①」にて指定する。
契約の相手方	所在地：千葉県南房総市久枝 582 番地 名 称：(有)甚五郎商会
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 3,467,500 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和 4 年 7 月 30 日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区総合住民サービスシステム 運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民サービスを間断途絶なく提供するため、区の基幹システムである総合住民サービスシステムを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、併せて法律改正等に的確に対応し、業務が滞りなく処理されることを目的とし運用保守業務を総合住民サービスシステムの構築事業者の特命随意契約により委託している。
選 定 理 由	本件は、平成 21 年度にプロポーザルを実施（平成 23 年 10 月開始）し、前回更新から令和 3 年度で 6 年が経過した。 国のデジタル改革を踏まえ、国の方針及び計画との整合性を図りつつ、本区にとり最適な地方公共団体情報システムの標準化に対応する必要があるため、令和 3 年度から 5 年間かけて実施しているところである。 上記理由により、本業務については、現行システム運用保守事業者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 電算 住 所：長野県長野市鶴賀七瀬中町 2 7 6 - 6
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	322,641,368 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町中学校スキルアップ宿泊に伴う宿泊施設の借上げ
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	中学校合同行事のスキー教室に代えて、平成 28 年度から山梨県で行っている「麴町中学校スキルアップ宿泊」の実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選 定 理 由	「麴町中学校スキルアップ宿泊」を実施するにあたり、生徒の安全確保と事業の円滑な実施のために以下の条件を満たす必要がある。 ① フロア全体を貸し切り、参加生徒全体での研修が実施可能であること。 ② 学校事業の受入実績があり移動教室支援のノウハウを持っている事業者が運営していること。 周辺の複数施設について検討した結果、宿泊規模が適切で客単価が水準以内で、上記条件を満たす施設として「Royal Hotel 八ヶ岳」を選定した。 以上の理由から、同施設の運営会社である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：Royal Hotel 八ヶ岳（大和リゾート株式会社） 所在地：東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館 13 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,385,400 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日～令和 4 年 6 月 27 日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

625

件 名	基幹系システム基盤運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和2年度に新規構築した全庁LAN基幹系システム基盤の運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務も行っている。 本システム基盤の運用保守業務で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、現行の総合住民サービスシステムとの連携及び情報系基盤との統合運用管理等に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所：東京都港区港南1-9-1
契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	86,900,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田一橋中学校長期休業中学習教室・直前対策ゼミ業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校において、長期休業中または放課後に課外指導を実施する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月29日付決裁済み 3千子指導発第1265号） 2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 初年度 4 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーショナルネットワーク 住 所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※印を付した金額 2,989,250 円（消費税を含む） ※印を付した金額のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	日よけ設備の設置業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども施設に日よけ設備を設置することで、熱中症予防及び夏季の暑熱対策を実施する。
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に実施した「日よけ設備設置業務」において製作した日よけ設備を保育園に所定の期間設置するものである。下記業者は令和3年度業務の受託者であり、製作した日よけ設備を所有しているため本業務を実施できる唯一の業者である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ロスフィー 住 所 東京都八王子市八日町 3-1-1201
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	550,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年11月30日
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

685

件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する電話や窓口での問合せ対応、書類の受付等の業務を行う。
選 定 理 由	令和 3 年 11 月 19 日の閣議決定に基づき令和 4 年 2 月から支給を開始した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み支給される給付金であって、低所得者世帯を支援する観点から、迅速かつ確実な実施を要するものとして、内閣総理大臣により指定された公的給付である。 事業の円滑な遂行のため、事業開始時から民間事業者への委託により実施しているところ、4 月以降についても、事業の遂行に支障が生じることなく、継ぎ目のない対応を実現するためには、同一事業者による受託が必要である。 下記事業者は、3 月末までの当該業務を受託しており、プライバシーマークの使用認定を受け、業務品質や安全性確保についてはすでに確認ができており、必要人員及び資機材の確保、従事者の教育訓練などの実施体制も十分である。以上に理由により、契約に相手方に指定する。 履行期間開始までの準備期間が相当短く、競争入札に付することができないため、契約の相手方として下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称 アデコ株式会社 住 所 千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号 霞が関東急ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	11,957,722 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
担 当 課	生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

492

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム共通基盤用機器の賃借（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	情報通信基盤（全庁LAN）が正常に動作するよう共通基盤用機器を賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選 定 理 由	1. 導入 特命随意契約で、令和 4 年 3 月 31 日までの長期継続契約、今年度末に契約満了に伴う再リースを行う。 2. 賃借期間を 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁LANリプレイス完了までの間、現行全庁LANを延長運用するため、再リース契約を締結する。 3. 更新 令和 3 年 12 月 16 日「指名業者選定委員会」承認 4. 本件は、全庁LAN構築にあたって新たに共通基盤システムを更新したものであり、その運用業務にあたって、IPアドレス、MACアドレスの管理が必要であるが、IPアドレス、MACアドレス等は、区の情報セキュリティの観点から、下記業者と区のみが管理している。また、セキュリティ強化の点からシステムの構築・管理が必要であり、同一の開発者以外の者にシステムの管理等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区港南 1-9-1
※ 契約年月日	令和 平成 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,711,976 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN システム構築機器の賃借 (再リース)
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	情報通信基盤 (全庁 LAN) が正常に動作するよう全庁 LAN システム構築機器を賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選 定 理 由	1. 導入 特命随意契約で、令和 4 年 3 月 31 日までの長期継続契約、今年度末に契約満了に伴う再リースを行う。 2. 賃借期間を 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁 LAN リプレイス完了までの間、現行全庁 LAN を延長運用するため、再リース契約を締結する。 3. 更新 令和 3 年 12 月 16 日「指名業者選定委員会」 承認 4. 本件は、全庁 LAN システムを構成する機器を更新したものであり、その運用業務にあたって、IP アドレス、MAC アドレスの管理が必要であるが、IP アドレス、MAC アドレス等は、区の情報セキュリティの観点から、下記業者と区のみが管理している。また、セキュリティ強化の点からシステムの構築・管理が必要であり、同一の開発者以外の者にシステムの管理等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 : 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所 : 港区港南 1-9-1
※ 契約年月日	平成 ^{令和} 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,719,060 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN 等運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 28 年度に再構築した全庁 LAN システムを今年度稼働させるに際して、運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 19 年度（平成 28 年度再構築開始） 本システムは、情報系ネットワーク、基幹業務系ネットワーク、全庁 LAN 端末、基幹業務系端末を含む基盤となる情報処理システムである。 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 3. 評価 対応が迅速で良好のため 4. 延長 令和 3 年 12 月 16 日「指名業者選定委員会」承認 再構築後 6 年目、延長 1 年目であり、評価は良好である。既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 住所：港区西新橋三丁目 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	223,308,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

特命随意契約理由書

515

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、 <u>委託</u> 、その他（賃借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請・電子調達サービスを利用し、区の契約のうちの一部を電子調達により実施する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成16年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。 2. 受託業者 平成16年度、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 平成19年度、東日本電信電話㈱ 平成22年度、日本電気㈱が選定され、業務を行っている。 3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部 所 在 地 東京都港区芝五丁目7番1号 NEC本社ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,036,959 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

631

件名	安全・安心パトロール業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪等を未然に防止し、併せて生活環境を改善することを目的に、区内の巡回パトロールを24時間365日実施
選定理由	1. プロポーザル年度：令和2年度 (令和3年1月27日付2千地安生発第205号 令和3年度開始) 2. 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3. 継続年数：1年 4. 評価：良好な業務成績のため
契約の相手方	名称 シンテイ警備株式会社 住所 中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	147,886,200 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	客引き行為等防止パトロール業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を行う。併せて、路上喫煙や放置自転車等への指導を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度：令和2年度 (令和3年1月27日付2千地安生発第205号 令和3年度開始) 2. 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3. 継続年数：1年 4. 評価：良好な業務成績のため
契約の相手方	名称 シンテイ警備株式会社 住所 中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	88,168,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

736

件 名	九段下まちかど広場仮設トイレの一般廃棄物（し尿・汚泥）処分業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段下まちかど広場の利用者の利便性向上のために設置している、仮設トイレについて、発生する一般廃棄物（し尿・汚泥）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選 定 理 由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた、九段下まちかど広場仮設トイレ維持管理業務の見積もり競争の際、その内定者である株式会社 丸三興業が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定の業者でなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社京葉興業 住 所 東京都江戸川区篠崎町1-2-6
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	635,800 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和4年4月1日から令和4年11月30日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

325

件 名	情報通信基盤全庁 LAN 用機器の賃借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN システムの情報通信基盤を安定して運営するため、機器の賃借を行う。
選 定 理 由	全庁 LAN システムについては、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、再構築・再調達があり、また、既存システムと密接不可分の関係にあつて、同一の開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがあることから、平成 28 年度に実施した再調達・再構築作業は、下記事業者を契約の相手方に指定した。 情報通信基盤用の機器は、全庁 LAN システムの一部であり、平成 28 年度に再調達・再構築を実施した全庁 LAN のネットワークシステムと密接不可分のものである。 情報通信基盤用の機器は、平成 29 年度に現行のネットワーク基盤に移行され、今年度も現在使用している機器を継続して利用し、安定した運用を行う必要がある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：東京都港区港南 1-9-1
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,391,678 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	障害児支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。又、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発 579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 4年 4月 1日
※ 契約金額	3,388,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

4449

件 名	全庁ネットワークセキュリティ対策支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区では総合住民サービスシステム、総合行政システム、全庁LANシステム等のリプレースを予定している。それぞれのシステムの構築にあたる全体最適化や総務省新強靱化モデルに合致したセキュリティの確保等についての専門的な検討と実際の構築に必要な支援に関する業務を委託する。
選 定 理 由	現在稼働しているそれぞれのシステムの円滑なリプレースのためには、現在のシステムについて熟知している必要がある。また、リプレースの際のセキュリティの確保のためには千代田区のセキュリティの現況とリプレース後に求められるセキュリティの要件について専門的な知識を有する必要がある。下記事業者はそれぞれのシステムの導入時より専門的な支援を担当しており、千代田区のシステムやネットワークについて最も精通している。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。また、令和3年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：アクレスコ株式会社 住所：東京都大田区平和島4-1-23
※ 契約年月日	令和 44 年 44 月 / 日
※ 契約金額	18,480,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等作成業務（４回目）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「新型コロナウイルスワクチン追加接種（４回目接種）の体制確保について（令和４年３月２５日付け厚生労働省健康局健康化予防接種室事務連絡通知）」において、３回目接種からの接種間隔及び対象者は審議中であるものの、令和４年５月下旬を目途に、４回目の接種に向けた接種券の発送（作成・印刷、封入・封緘）に係る体制の整備を完了すべき必要があることが示された。 接種券の発送については、既存のシステムをもとに簡素な仕組みで迅速かつ的確に処理することが求められているため、対応する機能を総合住民サービスシステムの一機能として追加する。
選 定 理 由	本件は、住民基本台帳に記載されている新型コロナウイルスワクチンの接種対象者を抽出して、接種券の作成を行うものである。住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムに、対応できるよう機能を追加し、運用保守を行うことで、事務を効率的に行う。既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 15 日
※ 契約金額	7,161,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和４年５月１９日 まで
担 当 課	政策経営部 IT推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

523

件 名	日比谷図書文化館文化財事務室ホームページリニューアル及び運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	平成 23 年の千代田区立日比谷図書文化館開館以来、文化財事務室では独自にホームページを運用し、職員自身がコンテンツを作成・更新する体制をとってきた。しかし、担当者によってスキルが異なること、現行のホームページ作成ソフトでは出来ることが限られていることなどにより、情報の発信力が弱まるとともに、デザインの統一性が維持されておらず、利用者にわかりにくいサイトとなっている。また、現行のホームページは、区公式ホームページとリンクでつながっているものの、アクセスしやすさにも課題がある。 以上の状況を踏まえ、本業務ではコンテンツ・マネジメント・システムを採用し、区の文化財保護・活用という行政の責務を効果的に体现し、情報を広く公開するためのサイト再構築を目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度（令和 4 年度開始） ※令和 4 年 3 月 1 8 日 3 千地文振発第 521 号 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スマートバリュー クラウドイノベーション Division 住 所 大阪府大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号 京阪神御堂筋ビル 1 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,250,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

167

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	三崎町中継所は東京都からの移管（平成12年）以前から、飯田橋車庫は平成12年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和3年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,610,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども在宅サービス事業（子どもショートステイ・保育施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合に、一時的に養育する事業。
選 定 理 由	当該事業者の代表者は、平成30年度から区の唯一の「協力家庭」としてショートステイ事業に従事してきた。児童を預かるにあたっては、自らが経営する保育施設の施設等も活用してきたところであるが、当該施設は0歳から受入可能で宿泊保育もできる。区内においてそうした施設は他にない。 また、児童虐待が社会問題化する中で、周囲に協力者のいない保護者のレスパイトの受け皿として、当日の緊急の依頼にも対応可能であるほか、コロナ禍において保護者が感染した家庭の濃厚接触者である児童の預かりにも対応でき、これらすべてを満たす事業者は他にない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社片山商店 住 所 千代田区神田佐久間町4-11-4 グレーシア千代田秋葉原202号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 1,800,000 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめ、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。 1 区内医療機関で、回復期リハビリテーション施設基準を満たしていること。 2 リハビリテーション専門医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を複数配置することで人的余力を確保していること。 3 介護保険の通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションを実施していること。 下記事業者は、区の在宅ケア（医療）の拠点としての役割を担っており、契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名： 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院 所在地： 東京都千代田区九段南1-6-12
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域リハビリテーション活動支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	リハビリテーション専門職が、通所型介護予防事業、地域ケア会議、サービス担当者会議等の場でケアプランやプログラム改善に向けた助言や提案を行う。更に、通いの場の立ち上げ支援を支援者と共にすすめる、自立支援の強化に資する業務を行う。
選 定 理 由	本事業を実施するためには以下の条件を満たす必要がある。 1 リハビリテーション専門職（リハビリテーション専門医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士）の資格を持つものが従事すること。 2 同時に複数の従事者が必要になっても、リハビリテーション専門職の手配が可能なこと。 3 区の介護予防事業に精通し、介護サービス事業者、医療機関等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住・在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名： 一般社団法人 東京都作業療法士会 所在地： 東京都新宿区新宿5-4-1 新宿Qフラットビル501
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,155,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
委託期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステムリプレイス業務（令和4年度分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	昨今、デジタル社会の進展とともに、区民を含めた庁外との円滑な情報連携や共有の課題、柔軟な業務拡張と事務効率化のための、クラウド等の外部サービス活用、更に、職員のテレワーク等の新たな働き方の推進に対し、課題を顕在化させている。これらの課題を緩和するため、国による三層対策のセキュリティガイドライン改定に準拠し、全庁 LAN システムへ再構築することにより、業務の効率化、区民へのサービスの向上及び一層の業務継続性と高度な情報セキュリティ対策の向上を実現することを目的としている。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年7月7日付 3千政IT発0077号) 2 継続年数 2年度 3 プロポーザル選定の結果に基づき、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	東日本電信電話株式会社東京事業部 港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	836,000,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年1月31日
担 当 課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

498

件 名	全庁LANシステム延長運用に伴うライセンス賃借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新たに全庁LANシステムを構築し、稼働開始するまでの間、現行全庁LANシステムを構成する機器を引き続きリースすることに伴い、全庁LANシステムの稼働に必要なライセンスを賃借する。
選 定 理 由	「全庁LANシステム構築機器の賃借」 「全庁LANシステム共通基盤用機器の賃借」 「情報通信基盤全庁LAN用機器の賃借」 以上の賃借契約は令和4年3月末日に契約期間が5年になるもの、新全庁LANシステムの構築が完了し、稼働開始するまでの間、現行全庁LANシステムを構成する機器について、引き続きリースする。しかし、機器は再リース契約等にて対応できるものの、ライセンスや機器に関係したメーカー保守については期間が満了を迎えるため、新たに賃借契約を締結する必要がある。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	329,976,240 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。